

# かごしま市 中小企業の ひろば



2025年9月

No.169

特集

## 価格転嫁のプロセス

～中小企業のための実践ノウハウ～

適正な価格転嫁で  
賃金と物価の好循環を生みだそう!



メガニオン



ペビニオン

マグマシティPRキャラクター  
火山の妖精「マグニオン」



### Contents

page 02

特集 価格転嫁のプロセス ～中小企業のための実践ノウハウ～

page 04

事業所の義務・お知らせ・募集

page 08

経営支援・人材確保・従業員の健康

page 10

助成金・融資

裏表紙

お知らせ

# 価格転嫁のプロセス

～中小企業のための実践ノウハウ～



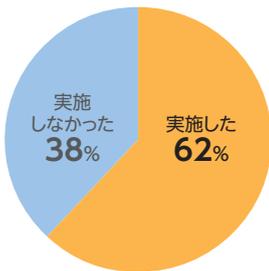
あらゆる物価の上昇が続いているなか、原材料費やエネルギーコスト、深刻化する人手不足対策としての労務費など、経営コストの増大に頭を抱えている事業主も多いのではないのでしょうか。中小企業が収益を上げ、事業を継続し、雇用の維持や賃上げを実現するためには、上昇するコストの適切な価格転嫁が不可欠です。

## ○ 鹿児島県内の中小企業における価格転嫁の実態

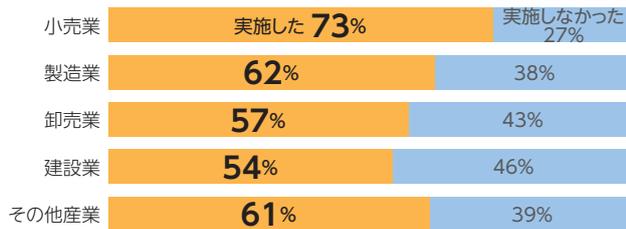
### 💡 価格転嫁とは？

原材料・人件費・光熱費のコスト上昇分を製品やサービスの販売価格に反映させること

[県内311社]



[業種別]



[価格転嫁を実施しなかった主な理由]

- ・自助努力で対応した
- ・同業他社との競合により困難
- ・顧客との価格交渉が困難
- ・売り上げ減少の不安が大きい



価格転嫁を行った企業の割合は増加しているものの、価格転嫁の程度については「一部のみ行った」(51%)、「半分程度行った」(30%)、「十分行った」(16%)という結果に。依然として十分に価格転嫁できていない状況が続いています。

出典：株式会社鹿児島銀行、株式会社九州経済研究所「第179回 鹿児島県内企業・業況調査結果」

## ○ 価格転嫁 **成功** のプロセス

Let's Try! おそれずに、まずはやってみよう!

会社の収益改善、従業員の雇用や賃上げのために、販売価格を定期的に見直すことは有効な手段となり得ます。適正な価格の見直し・価格転嫁のための交渉をスムーズに行うためには周到な準備が必要です。

### 👉 交渉をスムーズに行うための **コツ**

- 日常的なコミュニケーション **いきなりの交渉はNG**  
原価上昇の共有など普段から取引先に自社の状況を理解してもらうことで、交渉を円滑に進めることができます。
- 強みを生かした交渉 **取引先にとっての自社の強みは？**  
サービスや商品の独自性、強みを正確に把握して、取引先との交渉に臨みましょう。
- 取引先の分散 **業界・取引先の動向を確認しながら**  
売上依存度が高い取引先に価格決定権を握られると、柔軟な価格改定が困難になるおそれも。取引先の分散・新規開拓も大切です。



### 👉 準備

- 製品・サービスの原価把握  
価格転嫁できた企業の多くは、「原価を示した価格交渉が有効」と回答。製品やサービスに投入した時間、費用を定量的に把握します。  
支援機関や業界団体が提供する原価計算ツール、市販の原価管理システム等を活用することで、業務の負担は軽減されます。原価計算の方法は鹿児島県よろず支援拠点や下請かけこみ寺など各種経営相談窓口でもアドバイスを受けることができます。
- 価格変動のデータ収集  
価格交渉にあたっては、原材料やエネルギーなどの価格変動前後のデータの提示が有効です。自社データの整理だけでなく、業界新聞・専門誌、業界団体・官公庁のウェブサイト等からも情報を収集し、客観的なデータを確認することが重要です。



## 交渉

### 1 交渉先の選定

業界や地域の最大手企業に最初に交渉するのがいいでしょう。そこで交渉に成功すれば、他社に対して説得の材料になり得ます。業界によっては価格改定の時期が決まっている場合もあるので、その時期にあわせて交渉をもちかけることも有効です。

### 2 適切なタイミングでの申し入れ

プライスリーダーとなる大手メーカーや競合他社の値上げ、取引先の価格改定動向を常に注視し、その動向の後に続いて交渉を開始します。

値上げ可能性について3ヶ月～半年前から取引先に共有しておくことも効果的。

### 3 根拠を示しながら、冷静に交渉

準備した製品・サービスあたりの原価や、価格変動に関するデータなどを用いながら、売上比率の高い主力商品から交渉を開始し、徐々に拡大します。

### 価格転嫁が難しい場合は？

#### 4 新製品・代替品の提案

取引先との関係で既存製品の単純な値上げが難しい場合は、その製品を廃番にして新製品として適正価格で販売する選択や、スペックダウンして値段を維持する選択を提示することで、建設的な商談につながることも。

## 交渉に役立つヒント

### ● 書面での申し入れ

書面に交渉経緯や結果を残すことで、認識のずれを解消することができます。口頭でなく書面での交渉は、トラブルを未然に防げます。

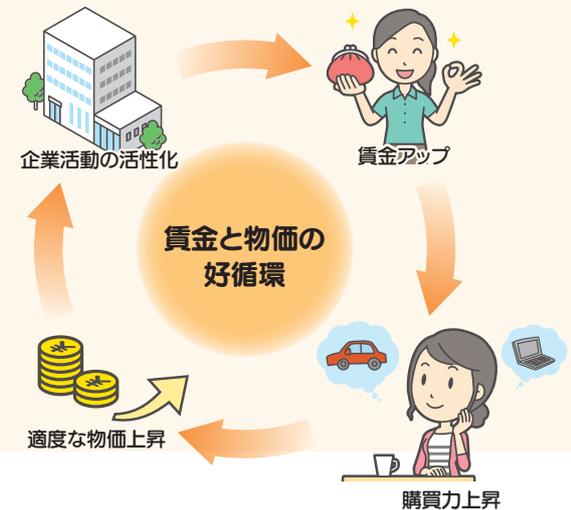
### ● 「下請法」の活用

取引先が下請法の「新規業者」になり得るか把握しましょう。新規業者は買いたきなどを禁止されており、交渉に応じるよう定められています。下請法については、公正取引委員会の相談窓口が利用できます。

### ● 「パートナーシップ構築宣言」の活用

発注者として取引先との連携や共存共栄を進める方針を代表者名で宣言する「パートナーシップ構築宣言」を行っている企業があります。宣言企業であれば、価格決定方法の考え方を公表している場合があるので、交渉の参考にしてください。

## 適切な価格転嫁が経済の好循環を生む



## 適切な価格転嫁に向けた取り組み

### ● パートナーシップ構築宣言 サプライチェーン全体、取引先との共存共栄

取引先との共存共栄の取り組みや、取引条件のしわ寄せ防止を代表者名で宣言します。宣言はポータルサイト上に公表されます。

#### メリット

- 補助金の加点等、優遇措置を受けられる
- 企業の取り組みを広く周知できる
- SDGsを達成できる

詳しくは Check!



## 相談窓口

### ● 鹿児島県よろず支援拠点

現役のスペシャリストたちが無料でアドバイス・支援を行い、経営課題の解決をサポートします。

TEL 099-219-3740

詳しくは Check!



### ● 下請かこけみ寺

中小企業、個人事業主、フリーランスの皆さまが抱える取引上の悩み・相談をお受けします。問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。

TEL 0120-418-618

詳しくは Check!



### ● 公正取引委員会の窓口

取引先から受ける不当なしわ寄せについて相談や通報の受け付け。

TEL 0120-060-110

詳しくは Check!



## ツール

### ● 中小企業庁「価格交渉・転嫁の支援ツール」

価格交渉を始めたい方向け。「ここからはじめる価格交渉」情報や、価格交渉ハンドブック、事例などを紹介しています。

詳しくは Check!



### ● 埼玉県「価格交渉に役立つ各種支援ツール」

価格交渉に必要な資料や収支計画を作りたい方向け。「価格交渉支援ツール」と「収支計画シミュレーター」の2種類あり、ダウンロードは無料。

詳しくは Check!



### ● 中小機構「価格転嫁検討ツール」

簡単な操作で、商品別(取引別)の収支状況が把握できます。登録料・利用料は無料です。

詳しくは Check!



お知らせ

## 「官民連携プラットフォーム」のご案内 ~官民連携による課題解決策の提案を募集しています~

鹿児島市では、民間ならではのアイデア、ノウハウ、テクノロジー等を活用し、市政における諸課題の解決や市民サービスの向上を図るため、民間事業者からの提案を広く募っています。

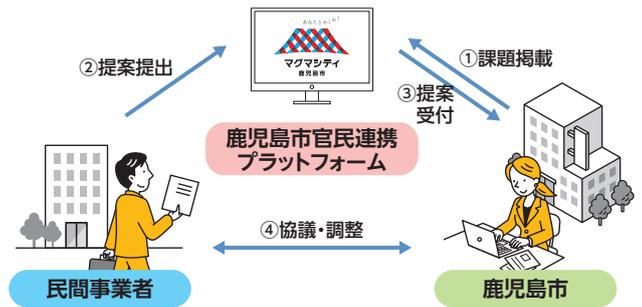
### 【提案の募集形態】

課題提示型	市が解決したい課題を提示し、官民連携による解決策の提案を募集するもの
自由提案型	地域課題の解決や市民サービスの向上に資する提案など、民間事業者の自由な発意による官民連携の提案を募集するもの

【対象】自ら提案内容の遂行が可能な民間事業者  
(企業、団体、個人事業主等)

### 【運用実績(令和7年5月末時点)】

提案数:51件  
うち実施または実施予定の件数:15件



鹿児島市 官民連携プラットフォーム [検索](#)

詳しくは Check!



問い合わせ先

鹿児島市 政策企画課  
TEL 099-216-1106

お知らせ

## 令和7年4月1日以降離職した場合の給付制限の取扱変更について

令和7年4月1日以降に離職した方が、正当な理由なく自己都合退職し、雇用保険の基本手当を受給される場合、給付制限が原則1か月となります。

ただし、退職日から遡って5年間のうちに2回以上正当な理由なく自己都合退職し受給資格決定を受けた場合、給付制限は3か月となります。重責解雇により退職した場合も給付制限は3か月です。

また、雇用保険の基本手当の受給手続きをし、正当な理由なく自己都合退職したことで給付制限がある方は、令和7年4月1日以降に教育訓練等を受ける場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できます。

問い合わせ先

最寄りのハローワークまで

ハローワークの  
管轄区域と  
所在地一覧は  
こちら



詳しくは Check!



お知らせ

## 10月は『個別労働紛争処理制度に係る周知月間』です!

県労働委員会では、個別労働紛争処理制度として「あっせん」を行っています。

「あっせん」は、個々の労働者と使用者との間に生じた労働に関するトラブルについて、当事者間で解決を図ることが困難な場合、労働問題に関し経験豊富な「あっせん員」が双方の主張をお聞きして、歩み寄りによる円満な解決をお手伝いする制度です。

あっせん員は、**県労働委員会の公益委員**(弁護士、大学教授等)、**労働者委員**(労働組合役員)、**使用者委員**(会社経営者等)の三者で構成され、**公正・中立な立場**であっせんを行います。労働者、使用者のどなたでも利用できますので、まずはお気軽に御相談ください。(無料、秘密厳守)

問い合わせ先

鹿児島県 労働委員会事務局(県庁15階)  
TEL 099-286-3943 FAX 099-286-5653

お知らせ

## 県労働委員会委員等による「労使間のトラブルに関する相談会」の開催

職場のトラブルで悩んでいませんか?

個々の労働者と使用者との間に生じた労働に関するトラブルの解決方法について、県労働委員会委員(弁護士・大学教授等、労働組合役員、会社経営者等)等が相談に応じます。労働者、使用者のどなたでもお気軽に御相談ください。

- ・10月1日(水) 受付10時~15時30分 県労働委員会(県庁15階) ※電話相談可  
(当日は、関係機関(労働局、社労士会等)との合同相談会です。)
- ・10月19日(日) 受付13時30分~16時 県労働委員会(県庁15階) ※電話相談可
- ・10月28日(火) 受付14時30分~16時30分 同上

◎事前申込み 不要(予約優先)

※予約をご希望の方は、事前にお問い合わせください。

◎相談事例 解雇、雇止め、配置転換、賃下げ、パワハラ・嫌がらせなど

問い合わせ先

鹿児島県 労働委員会事務局(県庁15階)  
TEL 099-286-3943 FAX 099-286-5653



## 雇用保険「育児休業給付金の延長手続き」が変わります

令和7年4月以降、保育所等に入れなかったことを理由とする支給対象期間延長の際は、速やかな職場復帰のために保育所等の利用申し込みをしていることをハローワークで確認させていただきますので、以下の書類を全て提出してください。

- ①育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書
- ②市町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し
- ③市町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知(入所保留通知書、入所不承諾通知書など)

※①と②が提出書類として追加されました。

特に②に関して、市町村に保育所等の申し込みを行う際は、必ず申込書の写し(電子申請で申し込みを行った場合は、申込内容を印刷したもの、または、申し込みを行った画面を印刷したもの)をとって保管しておいてください。



## 令和7年4月から育児に関する新たな給付金が創設されます

令和7年4月から育児に関する雇用保険の給付は、育児休業等給付となり、従来の育児休業給付に加えて、出生後休業支援給付金と育児時短就業給付金が創設されました。

## ①出生後休業支援給付金

育児休業給付(出生時育児休業給付金または育児休業給付金)の支給を受ける方が、一定の要件(雇用保険被保険者とその配偶者の両方が14日以上の子育て休業を取得する場合など)を満たした場合に、育児休業給付に上乗せで支給される給付金です。



## ②育児時短就業給付金

雇用保険被保険者が、2歳未満の子を養育するために所定労働時間を短縮して就業した場合に、賃金が低下するなど一定の要件を満たしたときに支給される給付金です。



## 職場における熱中症対策

労働安全衛生規則が一部改正され、令和7年6月1日から職場における熱中症対策が強化されました。熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」が事業者には義務付けられています。

詳しくは、「職場における熱中症予防情報(厚生労働省)」のホームページをご覧ください。



募集

## 鹿児島市イクボス推進同盟参加企業募集中！

鹿児島市では、率先してワーク・ライフ・バランスを推進し、仕事と生活の両立しやすい環境を整え、誰もが働きやすい職場や社会の実現に向けて取り組む「イクボス推進同盟」に、参加いただける企業・団体等を募集しております。

### 鹿児島市イクボス推進同盟設立宣言内容

人口減少・少子高齢化が進行する中、鹿児島市をさらに発展させていくためには、誰もが意欲や能力に応じ、生きがいを持って活躍し、働きながら安心して子どもを産み育てられる社会づくりが重要です。

私たちは、率先してワーク・ライフ・バランスを推進し、仕事と生活の両立しやすい環境を整え、誰もが働きやすい職場や社会の実現に向けて全力で取り組むことを誓い、「鹿児島市イクボス推進同盟」の設立をここに宣言します。

**【対象】**本同盟設立宣言の趣旨にご賛同いただける市内に事業所を有する企業・団体等

**【取組内容】**先進事例、他企業等の取組に関する情報の共有・表彰、取組の推進など。

**【申込期限】**随時参加を受け付けております。

**【申込方法】**鹿児島市ホームページから参加申込書をダウンロードの上、メールまたはFAX、郵送でお申し込みください。

詳しくは  
Check!



問い合わせ先

鹿児島市子ども政策課 〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号  
TEL 099-216-1514 FAX 099-803-7628 mail kodo-kikaku@city.kagoshima.lg.jp

お知らせ

## ワーク・ライフ・バランス推進のための無料アドバイザー派遣 ～あなたの事業所の働きやすい職場環境づくりを応援します！～

「働き方を見直し、若い人に魅力ある職場にしたい」「従業員が長く働き続けられる職場にしたい」など、ワーク・ライフ・バランスの推進に意欲のある事業所にアドバイザー（社会保険労務士など）を派遣しますので、お気軽にご利用ください。

**【対象】**ワーク・ライフ・バランスを推進するための取組を始めたい、または現在の取組を見直したいとお考えの市内の事業所（先着順）

**【内容】**相談回数：1事業所あたり3回まで。1回あたり2時間程度。

**具体的な相談例**

- ワーク・ライフ・バランスといっても、具体的に何から始めたらいいの？
- 使えそうな助成金や就業規則の見直し、社内研修などを実施したい
- 従業員の仕事と育児・介護の両立を支援したい

**【料金】**無料

**【申込方法】**所定の申込用紙に必要事項を記入の上、下記問い合わせ先までご提出ください。

申込用紙は、市ホームページからダウンロードいただけます。

詳しくは  
Check!



問い合わせ先

鹿児島市 雇用推進課  
TEL 099-216-1325

お知らせ

## 鹿児島市オープンデータをご活用ください！

令和6年4月より、オープンデータカタログサイト(BODIK ODCS)にて市オープンデータの公開を開始しました。スマホ用のアプリなど、市民生活に便利なサービスの開発等に、ぜひご活用ください！

- ① 地図情報データ(航空写真データ、地形図データ)
- ② 施設情報データ(公共施設位置情報など)
- ③ 生活情報データ(市電・市バス停留所位置情報など)
- ④ 防災情報データ(避難所位置情報など)
- ⑤ 観光情報データ(観光施設等位置情報・画像データ)
- ⑥ 各種調査結果(道路交通量調査など)

また、今後公開してほしいデータについての要望などがありましたら、ホームページのアンケート回答フォームよりご自由にご意見をお寄せください。

詳しくは  
Check!



鹿児島市オープンデータ 検索

問い合わせ先

鹿児島市 デジタル戦略推進課  
TEL 099-216-1115

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正を行いました。

## I 令和7年(2025年)4月1日施行の内容

### 1 子の看護休暇の見直し

- 義務** 小学校第3学年修了までの子を養育する労働者が申し出たときは、1年間に5日間(子が2人以上の場合は10日間)の**子の看護等休暇**を与えなければなりません。取得理由に、負傷、疾病、予防接種、健康診断のほか、新たに**感染症に伴う学級閉鎖や入園(入学)式、卒園式**が追加されました。

### 2 所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大

- 義務** 小学校就学前の子を養育する労働者が請求したときは、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、所定労働時間を超えて労働させることはできません。

### 3 短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワーク等を追加

- 義務** 3歳に満たない子を養育する労働者に関し、育児短時間勤務制度を講ずることが困難な場合の代替措置の選択肢の1つに**テレワーク**が追加されました。

### 4 育児休業等の取得状況の公表義務適用拡大

- 義務** 常時雇用する労働者数が301人以上の事業主は、毎年1回、男性の育児休業等の取得状況を公表しなければなりません。

### 5 介護両立支援制度等の個別の周知・意向確認、早期の情報提供

#### 5-1 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認

- 義務** 介護に直面した旨の申出をした労働者に対して、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項の周知と介護休業の取得・介護両立支援制度等の利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※**対象者** 対象家族の介護に直面した旨の申出をした労働者

※**周知事項** ①～③のすべての事項を周知する必要があります。

①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等(制度の内容) ②介護休業・介護両立支援制度等の**申出先**(例:人事部など)

③**介護休業給付**に関すること(例:制度の内容など)

※**方法** ①面談(オンライン面談可) ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか ※③、④は労働者が希望した場合に限る

#### 5-2 介護に直面する前の早い段階(40歳等)での情報提供

- 義務** 事業主は、仕事と介護の両立支援制度を十分活用できないまま介護離職に至ることを防止するため、介護に直面する前の早い段階(40歳等)に介護休業及び介護両立支援制度等に関する情報提供を行わなければなりません。

### 6 介護両立支援制度等を取得しやすい雇用環境整備の措置

- 義務** 介護休業と介護両立支援制度等の**申出が円滑に行われるように**するため、事業主は以下の**いずれかの措置**を講じなければなりません。

### 7 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和

- 義務** **要介護状態にある対象家族の介護や世話を**する労働者が請求したときは、1年間に5日間(対象家族が2人以上の場合は10日間)の**介護休暇**を与えなければなりません。労使協定の締結により対象から除外できる労働者の範囲を見直し、入社間もない労働者も請求が可能となりました。

### 8 育児・介護のためのテレワーク等の導入(努力義務)

- 努力義務** 3歳に満たない子を養育する労働者で育児休業をしていないもの、又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者で介護休業をしていないものが**テレワーク等**を選択できるように措置を講ずることが、事業主の努力義務となりました。

## II 令和7年(2025年)10月1日施行の内容

### 1 柔軟な働き方を実現するための措置等

#### 1-1 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置

- 義務** 事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に対して、職場のニーズを把握した上で、次の5つの中から2つ以上の措置を選択して講じなければなりません。

①始業時刻等の変更 ②テレワーク等(10日以上/月) ③保育施設の設置運営等

④就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇(養育両立支援休暇)の付与(10日以上/年) } フルタイムでの柔軟な働き方

⑤短時間勤務制度(1日の所定労働時間を原則6時間とする措置を含む)

### 2 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

#### 2-1 妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取

- 義務** 事業主は、労働者から本人又は配偶者の妊娠・出産等の申出があったときや、子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する「勤務時間帯や勤務地、両立支援制度等の利用期間、労働条件の見直し等」について、労働者の意向を個別に聴取しなければなりません。

※**聴取時期** ①労働者が本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出たとき

②労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間(1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)

※**聴取事項** ①勤務時間帯(始業及び終業の時刻) ②勤務地(就業の場所)

③両立支援制度等の利用期間

④仕事と育児の両立に資する就業の条件(業務量、労働条件の見直し等)

※**方法** ①面談(オンライン面談可) ②書面交付 ③FAX ④電子メール等のいずれか

※③、④は労働者が希望した場合に限る

問い合わせ先

詳しくは  
Check!



鹿児島労働局 雇用環境・均等室  
TEL)099-223-8239

支援

## スキル人材の確保をお手伝いします！

「鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点」は、全国的に人材不足の深刻化や経営環境の変化が進む中、デジタル化への対応など様々な経営課題解決、攻めの経営に向け高いスキルを持ったプロ人材を確保するため、無料で人材マッチングを支援している公的機関です。

現在は、コスパが超高い「高度副業人材」（基本リモートでの業務）の活用も盛んです。今年度は、これに係る県の新規の補助事業も始まりました。

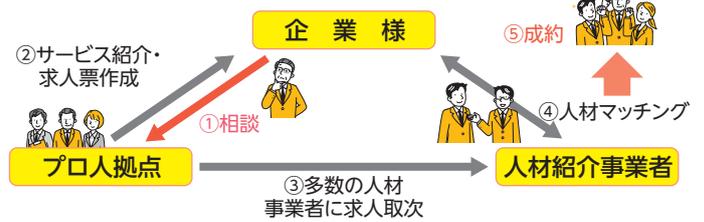
有益な人材の獲得・活用により様々な課題解決を図ることについて、皆様からのご相談をお待ちしています。

まずは、お気軽にお電話ください。

問い合わせ先

鹿児島県 プロフェッショナル人材戦略拠点  
TEL 099-219-9277

### 高度副業・兼業人材獲得までの流れ



詳しくは Check!



支援

## 未来につなぐ「事業承継・M&A」のお手伝い ～国の事業だから安心～

鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センターは、国が各都道府県に設置する公的相談窓口です。中小・小規模企業の事業承継、事業譲渡・譲受(買収)に関するあらゆるご相談に、事業承継の実務に精通した専門家がワンストップで対応します。完全予約制にてご相談をお受けいたします。お電話またはメールでお気軽にお問い合わせください。

【このような心配事はございませんか?】

- 子供に譲りたい  
何から始めて良いかわからない
- 会社を売却しようと考えている。自社の価値はどのように算定すれば良いか
- 事業を拡大したい  
譲渡希望企業を紹介して欲しい。

- 会社を他社に譲渡したいが、相手先探しや交渉・契約などの相談をしたい
- 会社を第三者に売却するか、役員・従業員に譲渡するか迷っている

- 後継者がいない  
事業引継ぎの方法や手続きを知りたい
- 当事者で会社の売買について合意したが、手続きをアドバイスして欲しい

秘密  
厳守

相談  
無料

詳しくは Check!



問い合わせ先

鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センター(鹿児島商工会議所ビル4階)  
TEL 099-225-9550 FAX 099-225-9551 mail kshien@kagoshima-hikitsugi.go.jp

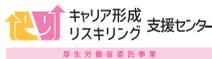
支援

## キャリア形成・リスキリング推進事業(厚生労働省委託事業) ～人材育成で、企業の未来を支える～

「若手が定着しない」「中堅社員の育成がうまくいかない」—— そんな声を多くの企業から伺います。本事業では、企業様の課題に応じた【キャリアセミナーの開催】や【キャリアコンサルティングの提供】をはじめ、セルフ・キャリアドックの導入支援も実施しています。

「若手社員の定着が不安」「中堅層の意欲が下がっている」「人材育成に取り組みたいが、何から始めるべきかわからない」といったお悩みをお持ちの企業様に、無料でご活用いただけます。変化の多い時代だからこそ、働く人の「これから」に向き合う取り組みが、組織の力になります。まずはお気軽にご相談ください。企業の成長は、従業員の成長から——。

キャリア支援の視点で、人材育成の第一歩をとともに考えませんか?



問い合わせ先

鹿児島県キャリア形成・リスキリング支援センター  
TEL 099-248-9339

詳しくは Check!



支援

## 治療をしながら働く人を応援します！

病気を抱える労働者の健康や安全に配慮した職業生活を支援するため、治療と仕事の両立に向けた環境の整備は、企業の健康経営の実現のためにも重要となります。

県内の関係機関で構成する鹿児島県地域両立支援推進チームでは、病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として仕事の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら生き生きと働き続ける社会を目指す「治療と仕事の両立支援」の普及促進に取り組んでおり、治療と仕事の両立に関する事業主等・労働者への様々な支援を行っています。

まずは、お気軽にご相談ください。

問い合わせ先

鹿児島県地域両立支援推進チーム(鹿児島労働局健康安全課) TEL 099-223-8279  
支援機関案内(鹿児島県地域両立支援推進チームリーフレット→)

詳しくは Check!



お知らせ

## 中小企業のBCP策定やBCM構築を支援します

中小企業においては、災害などの緊急事態が発生したときに、損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための事業継続計画(BCP)を策定し、緊急事態に備えておくことが重要です。

また、災害に強い体制を築くため、BCPの運用、見直しまでのマネジメントシステム(BCM)を構築することも効果的です。

鹿児島県では、公益財団法人かごしま産業支援センターと連携し、BCPやBCMに詳しい専門家を派遣する「専門家派遣事業」を実施しているほか、セミナーや補助金により、具体的なBCP策定を支援しています。

詳しくは鹿児島県のホームページをご覧ください。

鹿児島県 BCP

検索

詳しくは  
Check!



お知らせ

## 中小企業の皆様の相談にお答えします!! 鹿児島市製造業アドバイザー派遣制度のご案内

鹿児島市では、製造業者及び製造業グループを対象に、経営の改善や技術の高度化、新商品の開発やデザイン考案、販路開拓、ISOや特許の取得、DX化などについて指導・助言を行う製造業アドバイザーを派遣しています。どうぞお気軽にご利用いただき、企業の発展にお役立てください。

**【対象】**鹿児島市内の製造業者及び製造業グループ

**【費用】**無料

**【指導回数】**1企業につき年2回まで(1回の時間は3時間以内)

**【指導方法】**アドバイザーが企業を訪問して、アドバイスします。

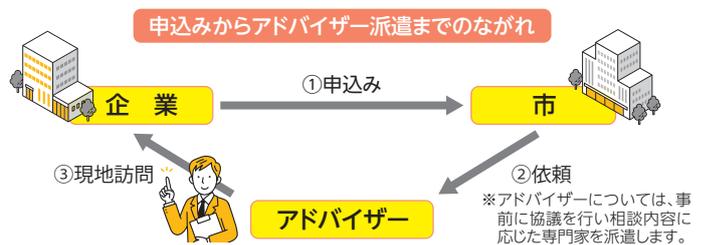
《企業の秘密は固く守ります。》

**【参考事例】**・ホームページを立ち上げて、ネット販売を開始

・商品のパッケージデザインを作成

・魅力的な商品展示を行いたい

・商談会出展に向けての準備 など



問い合わせ先

鹿児島市 産業支援課 ものづくり係

TEL 099-216-1323 FAX 099-216-1303

mail san-monoduku@city.kagoshima.lg.jp

お知らせ

## 設備投資に対する税の優遇措置について

下記の地域等において、施設や設備などの新增設を行う際、**一定の要件を満たす場合**、税の優遇措置が適用されます。適用されるためには、**着工・取得前に**県や市の認定、指定等を受ける必要があります。

●要件など詳しくは、下記のお問い合わせ先にお早めにご相談ください。

地域	対象業種等	主な税の優遇措置
①半島振興対策実施地域 【喜入地域、松元地域、郡山地域、桜島地域】	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	所得税、法人税の割増償却、不動産取得税、事業税、固定資産税の不均一課税
②過疎地域【旧桜島町の区域】	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等(コールセンター含む)	所得税、法人税の割増償却、不動産取得税、事業税、固定資産税の課税免除
③地方活力向上地域 【市街化区域、吉田・郡山・松元・喜入地域の一部】	本社機能(企業の調査・企画・管理等の部門、研究所・研修所など)	法人税の特別償却・税額控除、不動産取得税、固定資産税の不均一課税
④地域未来投資促進法に基づく促進区域 【国立公園区域(桜島等)の一部を除く本市全域】	電子関連、自動車関連、食品関連、ヘルスケア関連、航空宇宙関連、ロボット関連、情報通信関連、環境・新エネルギー関連、観光関連	法人税の特別償却・税額控除、不動産取得税、固定資産税の課税免除
⑤市内全域(中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定)	全業種	先端設備等導入計画内で賃上げを表明した場合、賃上げ率に応じて特例措置(課税標準の軽減)あり 1.5%以上:1/2軽減(3年間) 3.0%以上:1/4軽減(5年間) ※賃上げ方針の表明なし:特例措置なし

問い合わせ先

地域	窓口	電話番号
①半島振興対策実施地域 ②過疎地域 ③地方活力向上地域	産業創出課(※)	216-1314
④地域未来投資促進法に基づく促進区域 ⑤市内全域(中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定)	産業政策課(※)	216-1318

※業種によって、担当課が異なりますので、上記の窓口から各担当課をご案内いたします。

助成

## 厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

### 【賃上げ】支援助成金パッケージ

生産性向上(設備・人への投資等)や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援します。

併せて、生産性向上等への取組や働きやすい職場環境整備に関するワンストップ相談窓口として、「鹿児島働き方改革推進支援センター」にて相談支援を無料で行います。

問い合わせ先

鹿児島労働局  
雇用環境・均等室  
TEL 099-223-8239

詳しくは  
Check!



鹿児島働き方改革  
推進支援センター  
TEL 0120-380-436

詳しくは  
Check!



厚生労働省  
ホームページ

詳しくは  
Check!



助成

## 増設・新設をご検討中の事業主様へ 鹿児島市企業立地促進補助金をご活用ください

鹿児島市と立地協定を締結し、新規雇用者などの交付要件を満たした企業に対して、補助金を交付いたします。詳細は市ホームページをご覧ください。

対象業種等	要件	補助限度額
1 製造業	新規雇用者が11人以上[市内企業は6人以上(中小企業の場合は3人以上)*]	1億6,000万円
	新規雇用者が30人以上で設備投資額が10億円以上	7億円
2 情報通信業(ソフトウェア業等)/ デザイン業・コンテンツ制作業等/ 研究開発施設	新規雇用者が6人以上(デザイン業・コンテンツ制作業は3人以上)	6,000万円
	新規雇用者が30人以上で設備投資額が10億円以上	3億円
	鹿児島県内初進出の場合、新規雇用者が5人以上(デザイン業・コンテンツ制作業は3人以上)	6,000万円
3 コールセンター/事務処理センター	新規雇用者が30人以上	3億円
4 本社機能(業種は問わない) (企業の調査・企画・管理等の部門、研究所、研修所など)	新規雇用者が10人以上(中小企業の場合は5人以上)	3億円

\*市内製造業特例適用の場合は、設備投資額1億円以上が要件となります。

### 【1~4】の共通要項

原則として、事業用の新たな用地等を取得または賃借した後3年以内に操業を開始すること。  
市との立地協定を締結し、協定に定める事項を履行すること。  
新規雇用者の人数要件はかごしま連携中枢都市圏構成市(鹿児島市、日置市、いちき串木野市、始良市)の市民が対象(ただし、半数以上が鹿児島市民であること)

問い合わせ先

鹿児島市 産業創出課 企業立地係  
TEL 099-216-1314

詳しくは  
Check!



助成

## 小規模事業者ICT導入促進支援事業補助金の募集について

鹿児島市では、小規模事業者のICTを活用した生産性向上の取組を促進するため、専門家の派遣やICTツールの導入に対する補助を行っております。ICTツール導入の前には専門家のサポートがあるため、安心して導入にチャレンジいただける仕組みとなっております。詳しくは、市のホームページをご確認ください。

【支援対象者】鹿児島市内に住所と主たる事務所等を有する小規模事業者

### 【補助対象事業】

- 専用ソフトウェア導入による事務効率化(勤怠管理、給与計算、在庫管理など)
- キャッシュレス決済やPOSレジ導入による事務効率化
- 自動化・管理ツール導入による事務効率化 など
- 補助対象となる有料のソフトウェアの導入またはクラウド利用料とあわせて購入する場合に限り、導入関連費及びハードウェア購入費も補助対象となります。

※ECサイトなどの販路拡大や、広告宣伝に類するものは対象外

【補助率】1/2(上限30万円(ハードウェア購入費は10万円を上限))

【申込期限】令和7年12月26日(金)

※詳細及び申請書様式等は、鹿児島市のホームページでご確認ください。

問い合わせ先

鹿児島市 産業支援課 商業サービス業係  
TEL 099-216-1322 FAX 099-216-1303 [mail] san-syogyo@city.kagoshima.lg.jp

詳しくは  
Check!



## 鹿児島市中小企業融資制度 ～事業資金の調達にお役立てください～

鹿児島市では、市内に住所と事業所を有し、6月以上(資金によっては1年以上)継続して事業を営んでいる個人・法人の中小企業者に対して、事業資金の融資制度を設けています(ただし、創業支援資金は事業実績のない方や事業実績が1年未満の方が対象。街なかリノベーション推進資金は事業実績を問いません)。加えて、融資を受ける際の信用保証料の一部又は全部を鹿児島市が補助します。

国のセーフティネット保証に対応する鹿児島市や鹿児島県の資金を利用する場合、鹿児島市に事業所がある事業者は融資に鹿児島市の認定が必要になります。鹿児島市のセーフティネット保証対応資金は、経営安定化資金です。

■**主な申込要件** 納期の到来している市税を完納していること(申込人・連帯保証人)など資金毎に要件があります。

■**主な資金** ※詳細については、鹿児島市ホームページをご確認ください。

内 容	融資限度額	保証料補助割合
産業振興資金(事業振興や経営改善のための資金)	3,000万円	運転 1/2(上限0.60%) 設備 2/3(上限0.80%)
創業支援資金 (これまで創業経験がない方で、①市内で新たに事業を開始する方、②事業実績が1年未満の方、③市外で創業してから5年未満で、かつ、全事業所を市内に移転しようとする方などに対する資金)	2,000万円 (うち運転資金は1,400万円)	2/3 ※市主催のセミナー等の修了者又は女性、若者(30歳未満)、シニア(55歳以上)は3/4。なお、セミナー等の修了者が女性、若者、シニアの場合は4/5
特別小口資金*(小規模企業者に対する資金) ※申込時、保証協会の保証残高のない方	2,000万円	3/5
小規模企業支援資金(小規模企業者に対する資金)	2,000万円(ただし、既存の保証残高との合計の範囲内)	3/5
新事業展開支援資金 (①事業転換や多角化、②事業拡大、③海外販路拡大、④新特産品コンクール入賞者に対する資金)	① 1,200万円 ②～④3,000万円	①、②2/3 ※市主催のセミナー等の修了者は3/4 ③2/3 ④4/5
環境配慮促進資金(認証取得、環境に配慮した設備の導入等に対する資金)	3,000万円	4/5
ICT活用促進資金(ICTの活用促進に対する資金)	3,000万円	4/5
経営安定化資金(セーフティネット保証対応等の資金)	3,000万円	4/5

### 取扱金融機関

鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫・  
鹿児島興業信用組合・鹿児島県医師信用組合・鹿児島みらい農業協同組合・  
奄美大島信用金庫・福岡銀行・西日本シティ銀行・肥後銀行・熊本銀行・  
宮崎銀行・宮崎太陽銀行・商工組合中央金庫

問い合わせ先

鹿児島市 産業支援課 金融係 TEL 099-216-1324  
又は左記取扱金融機関

## 適格請求書等保存方式(インボイス制度)導入に係る費用を助成します

鹿児島市では、適格請求書等保存方式(インボイス制度)導入に係る費用の支援や研修会等に係る費用を助成します。

●**小規模事業者ICT導入促進支援事業** 小規模事業者のICTを活用した生産性向上の取組を支援。ハード面・ソフト面におけるインボイス導入に係る費用も助成の対象になる場合があります。

●**頑張る商店街支援事業** 商店街や商工業の事業協同組合が、経営に必要な技術・知識等を習得するために開催する研修会等に要する経費を助成。インボイス制度をテーマとした研修会を開催する場合の講師謝金、旅費等も助成の対象になる場合があります。

問い合わせ先

〈軽減税率制度、インボイス制度に関する相談〉  
消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター TEL 0120-205-553  
〈小規模事業者ICT導入促進支援事業・頑張る商店街支援事業に関すること〉  
鹿児島市 産業支援課 商業サービス係 TEL 099-216-1322

## 海外への販路開拓を支援します！

鹿児島市の中小企業者等が、販路を拡大するため、海外で開催される展示会等に出展する経費や海外市場調査等を実施する経費、海外現地視察に要する経費の一部を助成しております。ぜひご利用ください。

### 輸出チャレンジ支援事業

【補助対象事業】●国、都道府県、その他公的機関等の主催、共催又は後援により、海外で開催される展示会等へ出展又は参加する事業(出展料、渡航費など)※オンラインでの参加も可 ●海外市場のニーズ等を調査する事業(渡航費、専門家への委託料など)

●海外現地視察を実施する事業(渡航費など)※国、県、その他公的機関等が主催する海外現地視察事業等への参加を伴うものに限る

【対象とならない経費の例】●**交付決定通知日より前に支払った経費** ●飲食に係る経費 ●展示会等で提供する試食品や景品等の購入費

【対象者】市内に主たる事業所がある中小企業者等 【助成額】補助対象経費の2分の1以内 ※上限20万円

海外展開の促進を図るため、本市事業者5者以上の商品等を取り扱う地域商社の海外への販路拡大に要する経費の一部を助成します。

### 地域商社支援事業

【補助対象事業】●国、都道府県、その他国内の公的機関及び団体、金融機関又は開催国の公的機関の主催、共催又は後援により、国内外で開催される海外バイヤーの参加する展示会等への出展、又は参加。※オンラインでの参加も可 ●海外バイヤーの招へい

●情報発信及びプロモーション活動 ●セミナーの開催 ●取引に係る物流・決済の一元化 ●その他市長が認めるもの

【対象とならない経費の例】●**交付決定通知日より前に支払った経費** ●**あらかじめ補助対象経費として申請のなかった経費**

●飲食に係る経費

【対象者】市内に本店を有する地域商社 【助成額】補助対象経費の2分の1以内 ※上限100万円

所定の申請用紙に必要な書類を添えて提出(申請用紙は市ホームページからダウンロード可能)。まずはお問い合わせください。

問い合わせ先

鹿児島市 産業政策課 企画調整係  
TEL 099-216-1318

お知らせ

## 奨学金代理返還支援制度を導入しませんか？

鹿児島市では、物価高騰の影響を受けている従業員等の経済的負担の軽減及び市内事業所における人材の確保・定着を図るため、奨学金代理返還支援制度(代理返還型\*)を新たに導入した事業者に補助金を支給します。

\*企業等が従業員等に代わり貸与団体に直接送金する方法

◆対象：従業員等に代わって、事業主が奨学金の貸与団体に奨学金を直接返還する「奨学金代理返還支援制度」を新たに導入した事業者(先着順)

※申請に際しては、一定の要件がございます。詳しくは、市のホームページに掲載されている申請要領等を必ずご確認ください。

◆補助金額：20万円(定額)

◆申込方法：所定の申込用紙に必要事項を記入の上、下記問い合わせ先までご提出ください。  
申込用紙は、市ホームページからダウンロードいただけます。

詳しくは  
Check!



問い合わせ先

鹿児島市 雇用推進課  
TEL 099-216-1325

お知らせ

## よかセンター鹿児島 入会のおすすめ

福利厚生制度の充実で明るい職場&業績アップ!

公益財団法人鹿児島市中小企業勤労者福祉サービスセンター(よかセンター鹿児島)は、企業の福利厚生を充実させるため、鹿児島市が設立した公益法人です。ぜひご活用ください!

〈お祝い給付金〉

給付項目	給付金額
結婚祝金	20,000円
出産祝金	12,000円
小学校入学祝金	10,000円
中学校入学祝金	10,000円
20歳祝金	5,000円
勤続祝金	3,000~5,000円
還暦祝金	10,000円

お見舞い・お悔やみ給付金もあります

〈各種チケット〉

	一般料金	会員料金
映画チケット	1,900~2,000円	1,200円
温泉入浴回数券(10枚綴)		3,600円
ネオゴルフステージメテオゴルフ練習券	11,000円	8,900円
ゴルフプラザビスタゴルフ練習券	10,000円	8,000円

〈マラソン大会助成〉

		助成金額
かごしまマラソン	フルマラソン	2,000円
	ファンラン	1,000円
いぶすき	フルマラソン	1,500円
菜の花マラソン	ファンランニング	1,000円
ランニング桜島		1,000円

〈健康〉

- 職場健康診断助成 (1人 1,000円)
- 各種検査助成 (人間ドック、PET、脳ドック等)

〈遊ぶ・泊まる・食べる〉

- グルメ、果物狩り等の助成
- スポーツ大会の開催 (ソフトボール等)
- 主催教室等の開催 (寄せ植え教室、収穫体験等)
- チケット割引販売 (コンサート、テーマパーク等)
- 旅行費助成 (1泊1,500円 2泊まで)

入会金 1人 300円  
会費 1人 600円 (月額)

\*会員は、税法上、損金または必要経費として処理できます。

詳しくは  
Check!



問い合わせ先

よかセンター鹿児島(中央町10番地 キャンセビル7階)  
TEL 099-285-0003

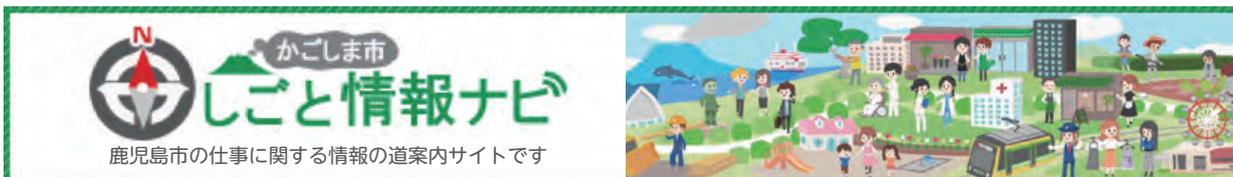
お知らせ

## かごしま市しごと情報ナビのご案内

労働局やハローワーク、県や関係機関などを含めた市内の仕事に関する情報について、仕事探しやスキルアップ、人材確保など、求職者や事業者の目的別に案内しています。ぜひご活用ください。

しごと情報ナビ

検索



■発行/鹿児島市 産業局 産業振興部 雇用推進課

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号(みなと大通り別館5階) TEL 099-216-1325 FAX 099-216-1303  
「かごしま市中小企業のひろば」は、市ホームページでもご覧いただけます。https://www.city.kagoshima.lg.jp

■制作/斯文堂株式会社